

## 第六次羽村市地域福祉活動計画策定委員会の傍聴に関する定め

令和6年8月7日

第六次羽村市地域福祉活動計画策定委員会決定

(趣旨)

第1条 この定めは、第六次羽村市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 傍聴人の定員は、5人以内とし、傍聴希望者が定員を超えるときは先着順により決定する。

2 前項にかかわらず、出席委員の過半数が特に必要と認めた場合においては、定員を超えて傍聴することができる。

(傍聴の事前周知)

第3条 委員会を開催する場合は、開催日時、開催場所、傍聴者の定員その他の必要な事項を羽村市社会福祉協議会のホームページ及び掲示板等を利用し、事前に市民に周知するなど市民の傍聴を得るための工夫に努めなければならない。

(傍聴の手続)

第4条 傍聴人は、会議の当日、所定の場所において、第六次羽村市地域福祉活動計画策定委員会傍聴受付簿（別記様式）に自己の住所、氏名及び連絡先を記入しなければならない。なお、必要に応じて感染症等の予防対策に協力しなければならない。

(傍聴席の指定)

第5条 傍聴人は、指定された場所に着席しなければならない。

(会議場への入場制限)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 委員会を妨害し、又は人に危害を加えるおそれがあると認められる物を携帯している者
- (3) 発熱等の風邪症状のある者
- (4) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと
- (3) 傍聴において知り得た情報により、委員会若しくは委員を中傷するような行為又はこれに類する行為を行わないこと
- (4) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと
- (6) 委員長の許可なく写真、映像等の撮影又は録音をしないこと

(7) 帽子、腕章、鉢巻き等の着用又は他人に迷惑となる行為をしないこと

(8) 前各号に定めるもののほか、委員会の秩序を乱し、又は委員会の妨害となるような行為をしないこと

(傍聴人の退場)

第8条 委員長は、傍聴人が前条の規定に違反したときは、退場を命じることができる。

2 傍聴人は、退場を命じられたときは、直ちに退場しなければならない。

(会議の非公開)

第9条 委員長は、委員会に諮り、出席委員の過半数が必要と認めたときは、その日の委員会の全部または一部を非公開とすることができる。

(委任)

第10条 この定めによるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、委員長が委員の意見を聞き、その都度定めるものとする。

付 則

1 この定めは、令和6年8月7日から施行する。

2 この定めは、第六次羽村市地域福祉活動計画策定委員会の答申があった日をもって、その効力を失う。

別記様式（第4条関係）

第六次羽村市地域福祉活動計画策定委員会傍聴受付簿

会議：第 回（令和 年 月 日）

氏 名	住 所	連絡先（電話）	備考

【個人情報の取扱いについて】

会議の傍聴に伴いご提供いただく個人情報は、法令及び羽村市社会福祉協議会の個人情報保護規程に基づき、適正に管理するとともに、他の目的に使用いたしません。

第六次羽村市地域福祉活動計画策定委員会